

2024年3月25日

こども家庭審議会 基本政策部会 第11回

こどもまんなか実行計画策定への意見書

岸田雪子

◎「こどもまんなか実行計画」が「こども大綱」に基づき策定されることを歓迎します。いじめ、虐待、暴力、自死、性被害等が深刻化し、こどもの生存や発達の権利が守られているとは言い難い現状の反省に立ち、社会構造の転換を図る契機として、大綱と実行計画が寄与することを期待します。留意頂きたい点を以下に記します。

○全てのこどもが、こどもの権利と、助けを求める術を学ぶ機会の確保

：「こども大綱」では、基本の方針の第一項目に「こども・若者を権利の主体として認識し「最善の利益を図る」ことが掲げられ、ライフステージを通じた重要事項の第一項目に「こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する」ことが明記されました。

その実現にあたっては、対象となるこどもに地域差や環境差が生じることがなく全てのこどもが対象となるよう、義務教育課程等での機会確保について検討されることが必要と考えます。内容は、権利の所在に加え、脅かされた際に助けを求めて良いということ、回復する方法までが含まれることが肝要です。これらは、こどものわがままを通すものではなく、自らの権利と同時に他者の権利を守ることの大切さを知り、衝突した際に対話で乗り越える術を学ぶことにつながるものであり、いじめ防止教育や、また命の安全教育でもあることに留意し、総合的に学ぶ機会が得られるよう推進することが重要と考えます。

○全てのこどもがアクセスしやすい相談・救済機関の推進

：「こども大綱」では、基本の方針の第一項目に「貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する」ことが掲げられ、ライフステージを通じた重要事項の第一項目内に「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」と記されました。

現状の各種相談窓口について、こどもたちからは「相談できるのはいいけれど、相談だけだと解決につながらないことがある」「電話やメールは相談しにくい」等の声も聞かれます。また、地方公共団体が設置する各地のオンブズパーソン等は、その体制も受付方法、調査介入のあり方も様々です。友人関係や親子関係、学校関係の調査把握が必要なケースが少なくないことを踏まえ、こどもにとって最善の相談救済機関のあり方についての国としての指

針を検討し、地域差や環境差が生じないように、全てのこどもがアクセスしやすいものとなるよう留意し推進する必要があります。その際、こども家庭庁が推進する「学校外から首長部局が取り組むいじめ解消」体制構築の推進や、「こどもシェルター」の拡充等と連動し、こどもの視点に立った総合的な取り組みを図ることが必要と考えます。

○子育て当事者の伴奏型相談支援にも、こどもの権利理解等の情報支援を

：「こども大綱」では、ライフステージを通じた重要事項の第一項目に「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」が掲げられ、また子育て当事者への支援に関する重要事項の第二項目内で「こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める」ことが記されました。こどもを権利主体とする認識を子育て当事者がもつことは、こどもの権利を守ることと同時に、体罰によらないこどもとの向き合い方を子育て当事者が学ぶことにもつながります。全ての子育て当事者が等しく、こどもの権利理解の機会を得ることができるよう、妊娠期からの伴奏型相談支援の中でこどもの権利や、体罰によらない子育てに関する情報提供を行うことは親子のウェルビーイングにつながる必要な支援と考えます。

○ゆとりある子育てを実現する職場と社会の変革

：「こども大綱」では、基本的方針の第五項目で「固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む」と明示されました。次元の異なる少子化対策には、制度改正や予算措置にとどまらず、企業団体等の職場変革の努力を後押しし、社会の意識改革を主導することが必須であり、この点も実行計画で推進されるよう希望します。

以上